



今月のテーマ

『わがまちの自慢』

上富良野町

春はまだまだ 第17回湯喜まつり

楽しいイベントをたくさん用意しています。
当日は甘酒のふるまいを行うほか、小学生の入館料も無料になります。
ぜひお越しになり、温泉入浴などと合わせてお楽しみください!!

日 時 3月24日(日) 午前10時~午後3時
場 所 吹上温泉保養センター白銀荘
アクセス JR上富良野駅から車で約20分、町営バス+勝岳線利用では約30分
内 容 お楽しみ大抽選会、雪中宝探し、雪あそびコーナー(スノーモービル体験など)

☎ 吹上温泉保養センター白銀荘
Tel 45-4126 番

吹上温泉保養センター 白銀荘

十勝岳中腹の大自然に囲まれた温泉宿泊施設で、日帰り入浴や自炊宿泊ができます。
温泉は、源泉のみを使用した天然温泉。ヒバの香り豊かな室内浴場と開放感たっぷりの露天風呂があります。

・入館料 大人600円 中高生400円
小学生200円
・入浴時間 午前10時~午後10時

中富良野町

ほらふき

純米酒「法螺吹」

平成元年に「なかふらの酒造振興会」と酒造メーカーがタイアップして生産を開始し、今では年間約1万本を販売する、隠れた人気ブランドです。
クリーン農業推進のまち中富良野町で作られた、「ゆきひかり」が原料になっている純米酒「法螺吹」(ほらふき)は、淡麗辛口でスッキリとした味わいが好評です。

☎ 前野商店 Tel 44-2504 ☎ 四方商店 Tel 44-2413

富良野市

ハイランドふらの

雄大な十勝連峰を眺めながら入ることのできる露天風呂が、寛ぎのひと時を演出します。
富良野の自然と一体になった心地で、四季の移り変わり穏やかな時間をお楽しみください。

時間 午前6時~午後11時(最終受付10時30分)
料金 大人590円・中学生407円・小学生257円・小学生未満は無料
※早朝・夜間割引あり

☎ ハイランドふらの Tel 22-5700

南富良野町

南富良野特産くまささ茶

ふらの山麓に育まれた熊笹からエキスを抽出した緑の清涼飲料水「くまささ茶」。
現代人に不足がちな多糖体を多く含み、スポーツやレジャーのお供に、またカクテルにも最適です。
缶入りのほか500mlペットボトルもあり、道の駅や町内各商店で販売しています。ぜひご賞味ください。

☎ 農産物処理加工センター Tel 52-3012



4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除！

平成31年4月より、次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

◆対象となる方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

◆国民年金保険料が免除される期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

◆届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

ただし、届出が出来るのは **平成31年4月から** です。

◆届出先

住民課戸籍担当までお越しください。

◆よくあるご質問

- Q. 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？
- A. 施行日が平成31年4月なので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。
- Q. 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？
- A. 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- Q. 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？
- A. 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。
- Q. 出産後に届出することはできますか？
- A. 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。
- Q. 保険料を前納している場合、産前産後期間の保険料は還付されますか？
- A. 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

◆届出に必要なもの

届出の際に必要な添付書類については、出産前後で異なります。 詳細や不明な点は、住民課戸籍担当（Tel. 56-2123）までお問い合わせください。また、平成31年4月より、日本年金機構ホームページから届出用紙のダウンロードが可能になる予定です。記入方法も掲載される予定であり、併せてご確認ください。

日本年金機構ホームページはこちら 〈<http://www.nenkin.go.jp/>〉

問 住民課戸籍担当 Tel. 56-2123